

第1 生前事務の委任契約

(契約の趣旨)

第1条 委任者〇〇〇〇（以下、「甲」という。）は、令和〇〇年〇月〇日、受任者一般社団法人シリウス（以下、「乙」という。）に対し、甲の生活、療養看護及び財産管理に関する事務を行うことを委任し、乙はこれを受任する。

(任意後見契約との関係)

第2条 前条の委任契約（以下、「本委任契約」という。）の締結後に、甲が精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分な状況となり、乙において第2の任意後見契約による後見事務を行うことを相当と認めたときは、乙は、家庭裁判所に対し、任意後見監督人の選任を請求しなければならない。

- 2 本委任契約は、第2の任意後見契約につき任意後見監督人が選任され、同契約が効力を生じた時に終了する。
- 3 乙は、第1項の任意後見監督人の選任請求が適切に行われるよう、適宜、面接や電話等の方法により、甲の日常生活の状況及び健康状態について把握するよう努めなければならない。

(委任事務の範囲)

第3条 甲は、乙に対し、別紙委任代理権目録記載の事務（以下、「本件委任事務」という。）を委任し、その事務処理のための代理権を付与する。

(証書等の引渡し等)

第4条 甲は、乙に対し、本件委任事務の処理のために必要と認める次の証書等を引き渡す。ただし、甲乙双方の合意により、その引渡しの時期を決定することができる。

- (1) 登記済権利証・登記識別情報
- (2) 実印・銀行印
- (3) 印鑑登録カード・住民基本台帳カード・個人番号（マイナンバー）カード、個人番号（マイナンバー）通知カード
- (4) 預貯金通帳・各種キャッシュカード
- (5) 各種クレジットカード
- (6) 有価証券・その預り証
- (7) 年金関係書類
- (8) 健康保険被保険者証・介護保険被保険者証並びにそれらの関連証書
- (9) 土地・建物賃貸借契約等の重要な契約書類
- (10) その他、事務委任に必要な書類等

- 2 乙は、甲から前項の証書等の引渡しを受けたときは、その明細を記載した預り証を作成して甲に交付する。引渡しを受けた証書等は善良な管理者の注意義務をもって保管し、本件委任事務の処理のために使用することができる。
- 3 乙は、本委任契約の効力発生後に、甲以外の者が第1項記載の証書等を所持しているときは、その者から引渡しを受けて自ら保管することができる。

(費用の負担)

第5条 乙が本件委任事務を処理するために必要な費用は、甲の負担とし、乙は、乙の管理する甲の財産からこれを支出するものとする。

(報酬)

第6条 甲は、乙に対し、本件委任事務の処理に対する報酬として、毎月末日限り金〇〇円（消費税込）を支払うものとし、乙は、乙の管理する甲の財産から支払いを受けることができる。

- 2 通常の委任事務の範囲を超える事務処理が発生した場合には、甲乙間の協議により、報酬額を決定するものとする。

(契約の変更)

第7条 本委任契約に定める代理権の範囲を変更する契約は、公正証書によって行う。

(契約の解除)

第8条 甲又は乙は、いつでも本委任契約を解除することができる。ただし、解除は、公証人の認証を受けた書面によつてしなければならない。

(契約の終了)

第9条 本委任契約は、第2条第2項の場合のほか、次に掲げる事由により終了する。

- (1) 甲が死亡したとき、又は乙が解散したとき
- (2) 甲又は乙が破産手続開始決定を受けたとき
- (3) 第2の任意後見契約が解除されたとき

(守秘義務)

第10条 乙は、本件委任事務に関して知り得た秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。

第2 任意後見契約

(契約の趣旨)

第11条 甲は、乙に対し、令和〇〇年〇月〇日、任意後見契約に関する法律に基づき、精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分な状況における甲の生活、療養看護及び財産管理に関する事務を委任し、乙はこれを受任する。

(契約の発効)

第12条 前条の契約（以下「本任意後見契約」という。）は、任意後見監督人が選任された時からその効力を生ずる。

- 2 本任意後見契約の締結後に甲が精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分な状況となり、乙において任意後見契約による後見事務を行うことを相当と認めたときは、乙は、家庭裁判所に対し任意後見監督人の選任を請求しなければならない。
- 3 乙は、本任意後見契約の効力が発生したときは、甲の取引する金融機関等に対してその旨を届け出る。
- 4 本任意後見契約の効力発生後における甲乙間の法律関係は、任意後見契約に関する法律及び本任意後見契約に定めるもののほか、民法の規定に従う。

(委任事務の範囲)

第13条 甲は、乙に対し、別紙代理権目録記載の後見事務（以下「本件後見事務」という。）を委任し、その事務処理のための代理権を付与する。

(身上配慮の責務)

第14条 乙は、本件後見事務を処理するに当たっては、甲の意思を尊重し、かつ、その身上に配慮するものとし、適宜、甲と面接し、ヘルパー等日常生活援助者から甲の生活状況について報告を求め、医師等医療関係者から甲の心身状況の説明を受ける等の方法によって、甲の生活状況及び健康状態の把握に努めるものとする。

(証書等の引渡し等)

第15条 甲は、乙に対し、本件後見事務処理のため必要と認める次の証書等を引き渡す。

- (1) 登記済権利証・登記識別情報
- (2) 実印・銀行印
- (3) 印鑑登録カード・住民基本台帳カード・個人番号（マイナンバー）カード、個人番号（マイナンバー）通知カード
- (4) 預貯金通帳・各種キャッシュカード

- (5) 各種クレジットカード
 - (6) 有価証券・その預り証
 - (7) 年金関係書類
 - (8) 健康保険被保険者証・介護保険被保険者証並びにそれらの関連証書
 - (9) 土地・建物賃貸借契約等の重要な契約書類
 - (10) その他、事務委任に必要な書類等
- 2 乙は、甲から前項の証書等の引渡しを受けたときは、その明細及び保管方法を記載した預り証を作成して甲に交付する。引渡しを受けた証書等は善良な管理者の注意義務をもって保管し、本件後見事務処理のために使用することができる。
- 3 乙は、本任意後見契約の効力発生後に、甲以外の者が第1項記載の証書等を所持しているときは、その者から引渡しを受けて自ら保管することができる。
- 4 乙は、甲宛ての郵便物その他の通信を受領し、本件後見事務に関連すると思われるものを開封することができる。

(任意後見監督人の同意を要する事項)

第16条 乙が、甲所有の不動産につき、売却賃貸等の処分を行う際には任意後見監督人の書面による同意を得なければならない。

(費用の負担)

第17条 乙が本件後見事務を処理するために必要な費用は、甲の負担とし乙は、乙の管理する甲の財産からこれを支出するものとする。

(報酬)

第18条 甲は、乙に対し、本件後見事務の処理に対する報酬として、毎月末日限り金〇〇円（消費税込）を支払うものとし、乙は、乙の管理する甲の財産からその支払いを受けることができる。

- 2 前項の報酬額が、次の事由により不相当となった場合には、甲及び乙は、任意後見監督人と協議の上、これを変更することができる。
- (1) 甲の生活状況又は健康状態の変化
 - (2) 経済情勢の変化
 - (3) その他現行の報酬額を不相当とする特段の事情の発生
- 3 前項の場合において、甲がその意思を表示することができないときは、乙は、甲を代表する任意後見監督人と間の合意によりこれを変更することができる。
- 4 前二項の変更契約は、公正証書によってしなければならない。

5 本件後見事務が、不動産の売却処分、その他通常の管理事務の範囲を超えた場合には、甲は、乙に対し、毎月の報酬とは別に特別の報酬を支払う。この場合の報酬額は、甲と乙が任意後見監督人と協議の上これを決定する。甲がその意思を表示することができない場合は、乙は甲を代表する任意後見監督人との間の合意によりこれを決定する。この報酬支払契約は、公正証書によってしなければならない。

(契約の解除)

第19条 任意後見監督人の選任がなされる前においては、甲又は乙は、いつでも本任意後見契約を解除することができる。ただし、公証人の認証を受けた書面によって行わなければならない。

2 任意後見監督人の選任がなされた後においては、甲又は乙は、正当な事由がある場合に限り、家庭裁判所の許可を得て、本任意後見契約を解除することができる。

(契約の終了)

第20条 本任意後見契約は、次に掲げる事由により終了する。

- (1) 甲が死亡したとき、又は乙が解散したとき
 - (2) 甲又は乙が破産手続開始決定を受けたとき
 - (3) 乙が任意後見人を解任されたとき
 - (4) 任意後見監督人選任後に甲が後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を受けたとき
 - (5) 本任意後見契約が解除されたとき
- 2 任意後見監督人が選任された後に前項各号の事由が生じた場合、甲又は乙は、速やかにその旨を任意後見監督人に通知するとともに、任意後見契約終了の登記を申請しなければならない。

(守秘義務)

第21条 乙は、本件後見事務に関して知り得た秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。

第3 死後事務の委任契約

(契約の趣旨)

第22条 甲は、乙に対し、令和〇〇年〇月〇日、甲の死亡後における事務を委任し、乙はこれを受任する。

(委任事務の範囲)

第23条 甲は、乙に対し、次の各号の事務（以下、「本件死後事務」という。）を委任し、その事務処理のための代理権を付与する。

- （1）葬儀、埋葬に関する事務
- （2）未受領債権の回収及び医療費、施設利用費、公租公課その他一切の債務弁済事務
- （3）身辺整理
- （4）年金等、行政官庁等への諸届事務
- （5）相続財産清算人の選任の申立て
- （6）遺言執行者、相続人、相続財産清算人等への相続財産の引渡し

(預託金)

第24条 甲は、乙に対し、本契約締結時に、本件死後事務を処理するため必要な費用及び乙の報酬にあてるために、金100万円を預託する。

- 2 乙は、甲に対し、前項の預託金（以下「預託金」という。）について預かり証を発行する。
- 3 預託金には利息をつけない。

(費用の負担)

第25条 乙が本件死後事務を処理するために必要な費用は、甲の負担とする。

- 2 乙は、前項の費用につき、その支出に先立って、乙が管理している甲の財産又は預託金より、支払いを受けることができる。

(報酬)

第26条 甲は乙に対し、本件死後事務の報酬として、金〇〇円（消費税込）を支払うものとし、乙は、預託金からその費用の支払いを受けることができる。

(契約の解除)

第27条 甲又は乙は、いつでも本契約を解除することができる。ただし、解除は、公証人の認証を受けた書面によってしなければならない。

(委任者の死亡による本契約の効力)

第28条 甲が死亡した場合においても、本契約は終了せず、甲の相続人は、委任者である甲の本契約上の権利義務を承継するものとする。

2 甲の相続人は、前項の場合において、乙が本件死後事務を遂行することが困難であるなど、特別の事情がある場合を除いては、本契約を解除することはできない。

(契約の終了)

第29条 本契約は、次に掲げる事由により終了する。

- (1) 乙が解散、又は破産手続開始決定を受けたとき
- (2) 甲と乙が締結した「生前事務の委任契約」及び「任意後見契約」が解除されたとき

(預託金の返還、精算)

第30条 本契約が第27条（契約の解除）又は第29条（契約の終了）により終了した場合、乙は、預託金を甲に返還する。

2 本件死後事務処理が終了した場合、乙は、預託金から費用及び報酬を控除し残余金があれば、これを遺言執行者又は相続人若しくは相続財産管理人に返還する。

(守秘義務)

第31条 乙は、本件死後事務に関して知り得た秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。